

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 2024/09/26
最終更新日 2024/09/26

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---------|-------|---|
| 情報基準日 | | 2024年9月1日時点 |
| 国立大学法人名 | | 国立大学法人佐賀大学 |
| 法人の長の氏名 | | 兒玉 浩明 |
| 問い合わせ先 | | 総務部総務課 (0952-28-8392、sohoumu@mail.admin.saga-u.ac.jp) |
| URL | | https://www.saga-u.ac.jp/koukai/governance.html |

| 【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】 | | |
|---------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| 経営協議会による確認 | | <p>【経営協議会からの意見】 「佐賀大学憲章」には、大変良いビジョンと目標が明確に示されています。教職員学生等関係者の日常の教学活動の中で活かされていく様、広く浸透させて頂きたい。</p> <p>【意見への対応状況】 「佐賀大学憲章」は、地域と共に未来に向けて発展し続ける大学を目指す本学の基本的な考え方が簡潔にまとめられています。教職員や学生がこの憲章を理解し、これを基に教育、研究、社会貢献・国際貢献活動が進められるよう、ホームページや学生便覧等に掲載するほか、教職員研修の資料として配付するなど幅広く周知を図ってまいります。</p> <p>【経営協議会からの意見】 理事、副学長、学長補佐が、各自の学校経営及び教学運営における権限と責任を認識しあい、事項の決定や処理、学長へのサポート等、やりやすい環境にあると思います。ダイバーシティ推進に関しては、より具体的な数値や目標を設定し、確実に進めることを心掛けて頂きたい。</p> <p>【意見への対応状況】 理事、副学長、学長補佐について、今後も自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制の構築に取り組んでまいります。また、教員人事の方針に基づく新たな運用制度として、「教員人事の方針の取扱いに関する申合せ」を策定し、ダイバーシティの確保等を含めた取り組みについて、具体的目標数値を定め、目標達成に向け取り組んでいるところです。</p> <p>【経営協議会からの意見】 佐大には、運営方針会議の設置予定がないところからこの項目は「非該当」。この理由の背景は、令和6年度の適合状況等報告書に反映させているとされていますが、令和6年7月1日改訂に運営方針会議及び研究インテグリティ原則が追加されたことを考えると、「反映させている」という報告で認められるのでしょうか。</p> <p>【意見への対応状況】 運営方針会議につきましては、当法人は運営方針会議の設置が義務付けられている大学には含まれておりません。また、ガバナンス・コード報告書においては、下記2項目のうちいずれか一方を選択し表示することとされており、当法人は前者に該当いたします。</p> <p><input type="checkbox"/>当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則2-2-1～原則2-2-3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。 <input type="checkbox"/>当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。</p> <p>なお、研究インテグリティに関する原則については、既に対応しており、補充原則4-2③で対応を説明させていただいております。運営方針会議の設置については、今後も文部科学省の動向を見ながら引き続き検討してまいります。</p> |

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>監事による確認</p> | | <p>【監事からの意見】 監査活動、書面の閲覧、質問及び回答内容の検討などを通じて、確認を行いました。また、改善や運用に向けた取り組みがなされていること、公表時の監事意見対応への着手がなされていることを確認しました。監事意見は以下のとおりです。</p> <p>ガバナンス・コードは「自らの経営を律しつつ、国立大学法人の機能をさらなる高みへ進めるべく、基本原則となる規範」として策定されました。各原則の本来の趣旨を踏まえて、形式的な適合や事務的な確認に留まらず、国立大学法人佐賀大学にとってより適切な体制構築と運用ができるよう、継続的な取り組みを期待します。</p> <p>【意見への対応状況】 本法人は、各原則への形式的な適合に留まらず、より良いガバナンスの在り方について更に検討を進めて改善に努め、より適切な体制の構築及び運用に継続的に取り組んでまいります。</p> <p>【監事からの意見】 ガバナンス・コードに適合している各種制度、方針、申し合わせ等が策定されています。策定が目的ではなく、成果につながる活用を期待します。</p> <p>【意見への対応状況】 申合せ等の策定に留まらず、その内容の確認、見直し及び改善を行い、より良い成果につながるよう運用を行ってまいります。</p> |
| <p>その他の方法による確認</p> | | <p>その他の方法による確認は行っておりません。</p> |

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
 原則2-2-1～原則2-2-3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を
 要しない法人である。
- 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---------------------------------|-------|----------------------|
| ガバナンス・コードの各原則の実施状況 | | 当法人は、各原則をすべて実施しています。 |
| ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等 | | |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| 原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋 | | <p>本学のミッションとして、2006年に「佐賀大学憲章」において本学が目指す方向性を定めている。</p> <p>また、2022年度から始まる第4期中期目標期間を見据え、学内構成員及び経営協議会学外委員等の意見を踏まえ、2020年4月に教育、研究、社会貢献、大学運営の4つの領域において、本学が進むべき方向性を示した「佐賀大学のこれから－ビジョン2030－」を策定し、本学ウェブサイトで公表している。その後、本ビジョンを指針として第4期中期目標・中期計画を策定し、公表している。</p> <p>なお、2020年度から、本ビジョンの実現に向けた学内プロジェクトを開始しており、4領域において示した方向性に沿った取組を行っている。これらのプロジェクトの実行計画、概要及び進捗状況も本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>(中期目標・中期計画) https://www.saga-u.ac.jp/koukai/mokuhyokeikaku.html (佐賀大学のこれから－ビジョン2030－紹介ページ) https://vision.saga-u.ac.jp/</p> |
| 補充原則 1 - 2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等 | | <p>本学は、目標・戦略（中期目標・中期計画）の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、学校教育法第109条第1項に基づく自己点検・評価をとりまとめた「自己点検・評価書」として以下に公表している。</p> <p>(自己点検・評価) https://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/20-zikotenkenhyoka/zikotenkenhyoka.html</p> <p>また、目標・戦略（ビジョンプロジェクト）の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等については、以下に公表している。</p> <p>(佐賀大学のこれから－ビジョン2030－紹介ページ) https://vision.saga-u.ac.jp/</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p> | | <p>本学では、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり定めている。</p> <p>学長については、国立大学法人佐賀大学基本規則において、「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。</p> <p>また、理事については、佐賀大学基本規則において、「学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。」と定めている。また、佐賀大学理事の選考等に関する規則において、「学長を補佐して本法人の業務を掌理する」と定めている。</p> <p>副学長については、佐賀大学基本規則において、「学長を助け、学長が定める事項を処理する。」と定めている。また、佐賀大学理事の選考等に関する規則において、「理事は、副学長を兼務することができるものとする」と定めており、当該者は理事の所掌業務に関する権限と責任を持つに加え、副学長として教学に関する権限と責任を有している。</p> <p>学長補佐については、佐賀大学学長補佐設置規則において、「学長補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的な事項の処理に当たる」と定めている。</p> <p>国立大学法人法に則り、経営及び教学運営の実施に係る各組織の権限と責任について、「国立大学法人佐賀大学基本規則」、「国立大学法人佐賀大学役員会規則」、「国立大学法人佐賀大学経営協議会規則」及び「国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則」を制定し、各会議の権限と責任を明確化することで、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。</p> <p>(運営組織図)</p> <p>https://www.saga-u.ac.jp/images/gaiyo1/g03-1.png (国立大学法人佐賀大学基本規則)</p> <p>https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=431 (国立大学法人佐賀大学経営協議会規則)</p> <p>https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=428 (国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則)</p> <p>https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=429</p> |
|--|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p> | <p>多様な人材の確保については、2017年4月に佐賀大学ダイバーシティ推進を宣言、2017年5月にダイバーシティ推進室を設置し、全学的な調査・分析及びその結果に基づいた対応など、組織における多様性を高めるための取組を行っている。</p> <p>ダイバーシティ推進宣言に基づき、2018年に佐賀大学ダイバーシティ推進基本方針を策定し、女性の採用・登用促進、女性研究者の育成・適切な評価、環境整備、構成員の個性の尊重をビジョンに掲げ、ダイバーシティ推進に取り組んでいる。</p> <p>(佐賀大学ダイバーシティ推進宣言及びダイバーシティ基本方針) https://www.oedi.saga-u.ac.jp/about/basic-policy-and-vision/</p> <p>その他、若手研究者や女性・外国人研究者を増加させる目標を定めている。特に、女性の教員や職員の比率向上には積極的に取り組んでおり、教員の女性限定公募や事務職員の女性採用及び管理職への登用を積極的に行っている。</p> <p>また、ポジティブアクション推進として、助教以上の公募では同等のレベルであれば女性を優先し採用することを応募要項に記載している。</p> <p>2022年1月には、適切な年齢構成実現及びダイバーシティ・インクルージョンの観点からの多様な人材確保のより一層の推進のため、「国立大学法人佐賀大学の人事基本方針」を策定した。</p> <p>さらに、2022年3月には、策定された人事基本方針に基づき、事務系職員の詳細な取扱いとして、「国立大学法人佐賀大学職員人事細則」を制定。教員についても、「国立大学法人佐賀大学の人事基本方針」制定に伴い、従前の「国立大学法人佐賀大学教員人事の方針」の見直しを行い、2022年1月に全部改正し、より具体的で実効性のある内容とした。教員人事の方針に基づく新たな運用制度についても、2023年9月に「国立大学法人佐賀大学教員人事の方針の取扱いに関する申合せ」を策定した。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学の人事基本方針) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=1442</p> <p>(国立大学法人佐賀大学教員人事の方針) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=605</p> <p>(国立大学法人佐賀大学教員人事の方針の取扱いに関する申合せ) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=1495</p> |
|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| <p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p> | | <p>本学は、「佐賀大学のこれから-ビジョン2030-」及び中期目標・中期計画に掲げた本学のミッションを果たし、自らの価値を最大化すべく行う活動のために必要な支出額、その支出を支える収入の見通しを含めた、中期的な予算、収支計画及び資金計画を計上し、以下の通り公表している。</p> <p>(中期目標・中期計画：予算、収支計画及び資金計画) https://www.saga-u.ac.jp/koukai/mokuhyokeikaku.html</p> |
| <p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p> | | <p>毎年度、財務諸表と併せて「財務レポート」を作成し、教育・研究に係るコストの見える化を進め、本学ウェブサイトにて法人の活動状況や資金の使用状況等を公表している。</p> <p>2020年度からは、「財務レポート」に代わる報告書として「統合報告書」を発行し、ステークホルダーに分かりやすい財務説明を心掛けている。</p> <p>(財務諸表、統合報告書及び財務レポート) https://www.saga-u.ac.jp/koukai/kokaizaimu.html</p> |
| <p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p> | | <p>法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針については、これまで実施してきた人材育成の方策を踏まえ、役員会及び教育研究評議会における審議を経て、2022年4月に「国立大学法人佐賀大学における経営及び教学運営人材の育成方針」を策定した。</p> <p>学長の円滑な大学運営を補佐するため、次代のリーダーとして期待する教員を「学長補佐」として配置しており、理事室における任務や各種会議への参画を通して大学運営に携わる機会を与えることで人材育成を図っている。</p> <p>また、国大協主催の各種研修、セミナー、大学改革シンポジウムに、対象となる役職員を積極的に参加させ、経営人材の育成に努めているほか、学内においても、大学経営において幹部職員に求められる各種能力の向上を図ることを目的に幹部職員研修や労務管理研修を実施している。</p> <p>さらに、2019年10月に学長による円滑な大学運営を補佐することを目的として設置された学長企画室においては、室員として中堅職員を任命しており、次代の経営人材の育成に取り組んでいる。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学における経営及び教学運営人材の育成方針) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=1448</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p> | | <p>学長を補佐するため、学内から登用した理事のほか、学外から企業の経営者として長く経験を有する者及び女性の経営者を非常勤理事として任用している。</p> <p>また、各理事の下に理事室を置き、理事室の任務を定め、任務の遂行のため、担当分野ごとに学内から次代のリーダーとして大学運営を担い得る人材であると学長が判断する者を学長補佐として選任・配置している。</p> <p>2022年4月から運営体制を見直し、新たに国際担当副学長及び入試担当副学長を選任・配置し、国際及び入試に係る事項については、副学長が処理する体制とし、体制の充実を図った。</p> <p>以上のことにより、学長の意思決定や業務遂行をサポートする体制を整備している。</p> <p>さらに、法人の運営に関する事項のうち、学長が特に必要と認めた事項については、学長、理事、学長補佐等で意見交換し、情報の共有を図り、必要な措置等を講ずることを職務とする拡大役員懇談会において、大学運営の課題の共有並びにディスカッションを行っており、直接、大学運営に携わる機会を与えることで、人材育成を図っている。</p> <p>原則 1 - 4 において記載のとおり、「経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」については、2022年4月に「国立大学法人佐賀大学における経営及び教学運営人材の育成方針」を策定した。これまでの人材育成の方策を踏まえ、引き続き、長期的な視点に立った経営及び教学運営人材の計画的な育成・確保のための取組を実施することを方針として明文化した。</p> <p>理事や副学長等の責任・権限等については、関係規則に定め、本学ウェブサイト公表している。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学基本規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=431 (国立大学法人佐賀大学理事室規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=6 (役職員) https://www.saga-u.ac.jp/gaiyo1/g04-1.html (運営組織図) https://www.saga-u.ac.jp/images/gaiyo1/g03-1.png</p> |
| <p>原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録</p> | | <p>役員会は、本学の教学、経営両面に関する重要事項について事前に協議を踏まえるなど、十分な検討、討議を行い、学長の意思決定を支えている。</p> <p>また、役員会は国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、本学ウェブサイトにおいて議事要旨を公表している。</p> <p>(役員会議事要旨) https://www.saga-u.ac.jp/somu/somu-k2009.html#kaigi001</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p> | | <p>本学では、佐賀大学ダイバーシティ推進宣言・基本方針を定め、ダイバーシティを推進するとともに、佐賀大学憲章を達成するために、地域貢献、地元企業との連携等を目的とし、産業界、他の教育研究機関等外部の人材を本学の役員等として登用することで経営層の厚みを確保している。</p> <p>また、この目的を達成するため、企業の経営者として長く経験を有する者を役員等として登用している。</p> <p>これらの関連規則及び役員等の登用状況については、本学ウェブサイトにて公表している。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学基本規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=431 (国立大学法人佐賀大学理事の選考等に関する規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=600 (役員等の登用状況) https://www.saga-u.ac.jp/gaiyo1/g04-1.html (役員の実績等) https://www.saga-u.ac.jp/saga-u/history.html</p> |
| <p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p> | | <p>多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させ、法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、国立大学法人佐賀大学経営協議会規則において、経営協議会の学外委員には、大学に関し、広くかつ高い識見を有する者を任命することとしており、自治体の長、県内外企業の代表者等により組織している。</p> <p>学外委員が出席する機会を確保するため、当該年度中に次年度の開催日程の候補日を提示するとともに、オンライン（Web）による会議等、実施方法の多様化を図っている。また、経営協議会における審議を充実させるため、事前に学外委員へ資料を送付しているほか、本学の経営に係る諸課題に関する幅広い意見を聴く機会を確保するため、議題を精選する等の運営上の工夫を行っている。</p> <p>さらに、経営協議会議事要旨を本学ウェブサイトにて公表するとともに、経営協議会学外委員からの意見を大学経営に活用する体制を整備しており、意見の活用方法は本学ウェブサイトにて公表している。</p> <p>(経営協議会議事要旨) https://www.saga-u.ac.jp/somu/somu-k2009.html#kaigi003 (学外からの意見の活用方法) https://www.saga-u.ac.jp/somu/keieitaou/keieitaou.pdf</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p> | | <p>1. 学長選考・監察会議は、学長の選考に当たって、 ・資質・能力を持ち、本法人の重点的取組に取り組む能力が十分にある者の中から選考を行うために、「国立大学法人佐賀大学長に求められる資質・能力、重点的取組」を定めている。</p> <p>2. 学長選考・監察会議は、適正に選考を行い、学長候補者を決定するために、 ・学長候補適任者の資格審査、面接等により、慎重かつ必要な議論を十分に尽くしている。</p> <p>3. 上記1及び2による学長候補者の決定については、選考過程、選考結果及び選考理由を本学ウェブサイト公表している。</p> <p>(選考過程、選考結果及び選考理由) https://www.saga-u.ac.jp/gakuchosenko/R05senko/gakuchokouho.pdf</p> |
| <p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p> | | <p>学長選考・監察会議において、法人の長（学長）の任期について適宜議論しており、議論の概要を本学ウェブサイトにおいて議事要旨として公表している。</p> <p>法人の長（学長）がガバナンス体制を構築・執行するためにはある程度の期間が必要であるが、長期間に亘ると組織が硬直化することが考えられるため、現在は法人の長（学長）の任期を4年とし、再任は可能としている。再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない旨、国立大学法人佐賀大学学長選考規則に規定しており、国立大学法人佐賀大学学長選考規則については本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>(学長選考・監察会議情報) https://www.saga-u.ac.jp/gakuchosenko/gakuchosenko.html</p> <p>(国立大学法人佐賀大学学長選考規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=597</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p> | | <p>法人の長の解任に関する手続については、国立大学法人佐賀大学学長解任規則において定め、本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学学長解任規則) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=599</p> |
| <p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p> | | <p>学長選考・監察会議は、「国立大学法人佐賀大学長の業務執行状況の確認に関する申合せ」に基づき、学長の業務執行状況に関する確認は、学長就任の1年後を目途に実施し、以後毎年1回程度実施し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、その結果を学長に通知し、当該評価結果については、学長選考・監察会議の議事要旨に記載し、本学ウェブサイトに公表している。</p> <p>(学長選考・監察会議の議事要旨) https://www.saga-u.ac.jp/gakuchosenko/gakuchosenko.html</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p> | | <p>経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任については、「国立大学法人佐賀大学学長選考・監察会議規則」、「国立大学法人佐賀大学経営協議会規則」及び「国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則」に規定しており、当該結果については、議事要旨に記載し、本学ウェブサイトにおいて公表している。</p> <p>(学長選考・監察会議の委員の選出方法及び選出理由について)</p> <p>https://www.saga-u.ac.jp/gakuchosenko/31senko/senshutsuriyu.pdf (国立大学法人佐賀大学学長選考・監察会議規則)</p> <p>https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=596 (国立大学法人佐賀大学経営協議会規則)</p> <p>https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=428 (国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則)</p> <p>https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=429 (学長選考・監察会議議事要旨)</p> <p>https://www.saga-u.ac.jp/gakuchosenko/R05senko/senkokaigi.html (経営協議会議事要旨)</p> <p>https://www.saga-u.ac.jp/somu/somu-k2009.html#kaigi003 (国立大学法人佐賀大学教育研究評議会議事要旨)</p> <p>https://www.saga-u.ac.jp/somu/somu-k2009.html#kaigi002 (学長選考・監察会議情報)</p> <p>https://www.saga-u.ac.jp/gakuchosenko/gakuchosenko.html</p> |
| <p>原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p> | | <p>2021年度の学長選考会議において、本学における大学総括理事の配置の必要性について審議を行ったが、現段階では大学総括理事を置くことを必要とする意見は特に提示されていない。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p> | | <p>本学においては、「国立大学法人佐賀大学業務方法書」に内部統制システムに関する規定等を整備するとともに、「国立大学法人佐賀大学における業務の適正を確保するための体制等について」を制定し、その運用に当たっている。</p> <p>また、継続的に見直しを図ることとしており、毎年、内部統制のモニタリングの際に見直しを行っている。</p> <p>2021年度の内部統制モニタリングからは、情報システムの管理運用に係る新たな規程の整備に伴い、モニタリング項目を追加し、情報システムの管理運用にかかるコンプライアンスの実施状況についても確認を行うこととした。また、2022年度の内部統制モニタリングでは、モニタリング内容を見直し、内部統制システムの構築状況に加え、整備された規則等の運用状況を確認することとしたほか、モニタリング結果の報告をこれまでの年1回から年2回に増やし、1回目を中間報告として課題を把握し、2回目の最終報告までに課題改善に向けた取組を行うなど、内部統制の実効性を高めるための見直しを行った。</p> <p>さらに、文部科学省からの令和元年度決算に関する参議院の議決を受けた今後の対応についての通知を受けて、本学の内部統制の在り方について役員会等において議論を重ね、事業の進捗状況や予算の執行状況及び部局における事業の管理体制について定期的に内部統制システムのモニタリング項目として確認を行うこととした。また、2023年度からは当該モニタリングへの回答内容について、各担当理事が確認を行うこととするなど、継続的に見直しを行っている。</p> <p>(国立大学法人佐賀大学業務方法書) https://www.saga-u.ac.jp/koukai/gyoumu.html (国立大学法人佐賀大学における業務の適正を確保するための体制等について) https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_treeList&rule=966</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| <p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p> | | <p>法令に基づく情報公開については、本学ウェブサイト「法定公開情報」のページを設け、法令に基づき適切に実施している。本学ウェブサイトには、教育・研究、社会貢献・国際交流など領域別のメニューバーを設け、法人経営に係る情報として、本学の理念・憲章・目標、法人の主要な会議の情報などを公表し、その中で財務に係る情報として、財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事・監査報告書を公表している。さらに、2020年度から発行した統合報告書でも法定公開情報を公表している。</p> <p>(独立行政法人情報公開法に基づく公表) https://www.saga-u.ac.jp/koukai/jyohokokai.html</p> <p>(学校教育法施行規則に基づく公表) https://www.saga-u.ac.jp/koukai/education.html</p> <p>(教育職員免許法施行規則に基づく公表) https://www.saga-u.ac.jp/koukai/kyosyoku.html</p> <p>また、教育・研究に係る情報として、佐賀大学学士力、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針、教員の研究分野及び主要な業績等の情報を公表している。</p> <p>社会貢献・国際交流に係る情報については、リージョナル・イノベーションセンター及び国際交流推進センターの取組とともに、様々な情報を公表している。</p> |
| <p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p> | | <p>本学Webサイトにおいて、ステークホルダーに応じた内容を随時公表している。2021年度から開始したSNSは、ニュースサイト「佐賀大Press」と連携して本学の情報や教育研究活動を発信している。また、広報室のWebサイトから本学教職員に向けた様々なダウンロード素材を配布し、ビジュアルアイデンティティの普及に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学Webサイト https://www.saga-u.ac.jp/ ・広報室Webサイト https://www.saga-u.ac.jp/koho/ ・X (旧Twitter) https://x.com/sadai_info ・Instagram https://www.instagram.com/sadai_info/ ・Facebook https://www.facebook.com/sadai.info/ ・YouTube https://www.youtube.com/channel/UCaUZ_ka7ex2saHCWsoWLK1A <p>卒業生向けには同窓会と協働した近況報告誌、学生の保護者、一般市民向けには広報誌「かちがらす」、高校生・受験生向けには「大学案内」など紙媒体による情報発信も行っている。</p> <p>その他、地域住民向けの公開講座や「こども見学デー」企画の実施など、ステークホルダーに応じた適切な手段で広報を行っている。</p> <p>2021年度から活動を再開した学生広報スタッフは、学生独自の目線やアイデアで広報活動をサポートしている。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p> | | <p>本学における教育の質を保証するため、「卒業認定・学位授与の方針」を本学ウェブサイト公表している。</p> <p>この方針により、本学の卒業・修了者が身に付けるべき能力・資質を示しており、学位授与までに、学生に対してこの目標に到達することを課している。</p> <p>学生の満足度は「佐賀大学授業アンケート・授業改善に関する報告書」で公表している。</p> <p>(本学Webサイト【授業アンケート】)</p> <p>https://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/hyoka.html</p> <p>年度ごとに卒業・修了した学生の進路状況調査を取りまとめ公表している。</p> <p>(佐賀大学就職データ集)</p> <p>https://job.admin.saga-u.ac.jp/guide/data/</p> <p>(毎年5月末頃更新)</p> <p>教員免許取得件数は大学HPにて公表しており、医学部医学科の医師国家試験合格率は97.9%、看護学科の看護師国家試験合格率は100%、保健師国家試験及び助産師国家試験の合格率は、いずれも100%であった。</p> <p>(教職課程における情報の公表について)</p> <p>https://www.saga-u.ac.jp/koukai/kyosyoku.html</p> <p>教学IRデータを大学HPにて公表している。</p> <p>https://www.oge.saga-u.ac.jp/mieru/</p> |
| <p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p> | | <p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>【URL】</p> <p>https://www.saga-u.ac.jp/koukai/jyohokokai.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報</p> <p>【URL】</p> <p>https://www.hospital.med.saga-u.ac.jp/guide/director-selection/</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報</p> <p>【URL】</p> <p>https://www.hospital.med.saga-u.ac.jp/hp/guide/anzenkansa.html</p> |